

奈良県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成三十年三月十六日適当と決定した。

なお、土地改良法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	桜井市長 松井 正剛
換地計画	基盤整備促進事業 池之内地区
縦覧期間及び場所	平成三十年三月二十八日から 同年四月十六日まで 桜井市役所